

令和7年（2025年）12月1日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局子ども教育施設課

中野区立小中学校施設整備計画の改定素案について

中野区立小中学校施設整備計画の改定素案をまとめたので、以下のとおり報告する。

1 中野区立小中学校施設整備計画の改定素案 別添のとおり

2 意見交換会の開催日程

日時	会場
令和8年1月14日（水） 18時30分から20時00分まで	南中野区民活動センター
令和8年1月16日（金） 18時30分から20時00分まで	野方区民活動センター
令和8年1月18日（日） 10時00分から11時30分まで	中野区役所

※各回とも同内容

※12月20日号区報、ホームページ等により周知

3 今後の予定

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 令和8年 1月 | 意見交換会 |
| 3月 | 中野区立小中学校施設整備計画（改定案）
パブリック・コメント手続き |
| 6月 | 中野区立小中学校施設整備計画改定 |

中野区立小中学校施設整備計画 (改定素案)

令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）

令和7年（2025年）11月
中野区教育委員会

目次

第1章 計画の概要	1
背景	1
目的	1
計画の位置づけ	1
計画期間	2
第2章 学校施設の現状	3
対象施設	3
施設配置	5
学校施設の躯体の状況	6
児童数及び生徒数の推移と将来推計	9
これまでに実施した主な取組	10
第3章 学校施設整備の基本方針	11
上位計画の整理	11
改修・改築による学校施設整備の基本方針	13
学校施設整備の進め方	14
第4章 学校施設の改築	15
学校改築の基本的な考え方	15
学校改築における基本仕様	17
計画期間中（令和8年度～令和17年度）における学校改築の実施予定	22
計画期間以降の改築整備について	25
第5章 学校施設の改修	26
大規模改修の基本的な考え方	26
計画期間中（令和8年度～令和17年度）における大規模改修の実施予定	30
計画期間以降の大規模改修の実施について	30
第6章 今後の運用について	31

第1章 計画の概要

背景

区立小中学校の施設は、昭和30年代から40年代に建設されたものが多く、学校施設の計画的な改修及び改築が求められています。このため、中野区では「中野区立小中学校再編計画」や「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、令和6年度までに9校の学校改築を行うとともに、計画的な大規模改修工事を実施してきました。

しかし、学校改築にあたっては、計画・設計や工事期間の長期化による整備スケジュールの遅延が多く発生し、また、建設費の高騰による財政負担も増加しています。

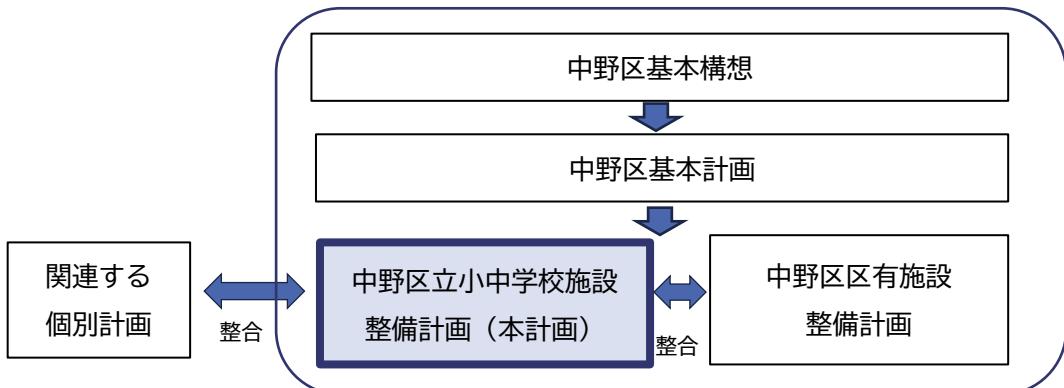
これらの状況を踏まえ、令和3年（2021年）10月に策定した「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」の策定から5年後のタイミングで計画内容の見直しを行うものです。

目的

本計画は、中野区立小中学校の学校施設整備の方針や計画期間における学校施設整備の進め方等を示すことにより、良好な学校施設の改築、改修及び保全を着実かつ計画的に実施することを目的とします。

計画の位置づけ

本計画は、「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」を改定するものであり、「中野区基本構想」、「中野区基本計画」の理念や主旨を踏まえた個別計画として位置付け、「中野区区有施設整備計画」等の計画と相互に整合を図るものとします。



計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。

なお、計画策定から5年後の令和13年度（2031年度）を目途に、その時点における整備進捗状況や社会情勢等を反映しながら、必要に応じて改修・改築の時期や手法等についての見直しを行います。

第2章 学校施設の現状

対象施設

本計画は、区立小学校20校、区立中学校9校の計29校を対象とします。なお、学校改築時の代替校舎（工事期間中の仮校舎）として、学校跡施設5校を活用する予定です。

【対象施設一覧（小学校）】

（令和7年（2025年）4月1日現在）

学校（行政順）（※1）		建築年度（※2）		築年数	備考
1	桃園第二小学校	昭和 37	1962	63	解体予定あり
2	塔山小学校	昭和 41	1966	59	
3	谷戸小学校	昭和 43	1968	57	
4	中野本郷小学校（旧校舎）	昭和 38	1963	62	解体済
5	江古田小学校	昭和 41	1966	59	
6	啓明小学校	昭和 35	1960	65	
7	北原小学校	昭和 43	1968	57	解体予定あり
8	江原小学校	昭和 38	1963	62	
9	武蔵台小学校	昭和 38	1963	62	
10	上鷺宮小学校	昭和 53	1978	47	
11	桃花小学校	昭和 40	1965	60	
12	白桜小学校	昭和 42	1967	58	
13	平和の森小学校	昭和 32	1957	68	新校舎移転後解体予定
14	緑野小学校	昭和 46	1971	54	
15	南台小学校	令和 7	2025	0	
16	みなみの小学校	令和 2	2020	5	
17	美鳩小学校	令和 2	2020	5	
18	中野第一小学校	令和 3	2021	4	
19	令和小学校	令和 4	2022	3	
20	鷺の杜小学校	令和 6	2024	1	

【対象施設一覧（中学校）】

（令和7年（2025年）4月1日現在）

学校（行政順）（※1）		建築年度（※2）		築年数	備考
1	第二中学校	昭和 35	1960	65	
2	第五中学校	昭和 33	1958	67	
3	第七中学校	昭和 36	1961	64	解体予定あり
4	北中野中学校	昭和 34	1959	66	
5	緑野中学校	昭和 51	1976	49	
6	南中野中学校	昭和 48	1973	52	
7	中野中学校	平成 26	2014	11	
8	中野東中学校	令和 3	2021	4	
9	明和中学校	令和 7	2025	0	

【代替校舎】

（令和7年（2025年）4月1日現在）

学校跡施設		建築年度（※2）		築年数
1	旧向台小学校 (中野本郷小学校代替校舎)	昭和 34	1959	66
2	旧上高田小学校 (令和小学校跡施設)	昭和 44	1969	56
3	旧新山小学校 (南台小学校跡施設)	昭和 38	1963	62
4	旧第四中学校 (明和中学校跡施設)	昭和 33	1958	67
5	旧第九中学校 (中野中学校跡施設)	昭和 41	1966	59

※1 現在、改築計画中または工事中の学校

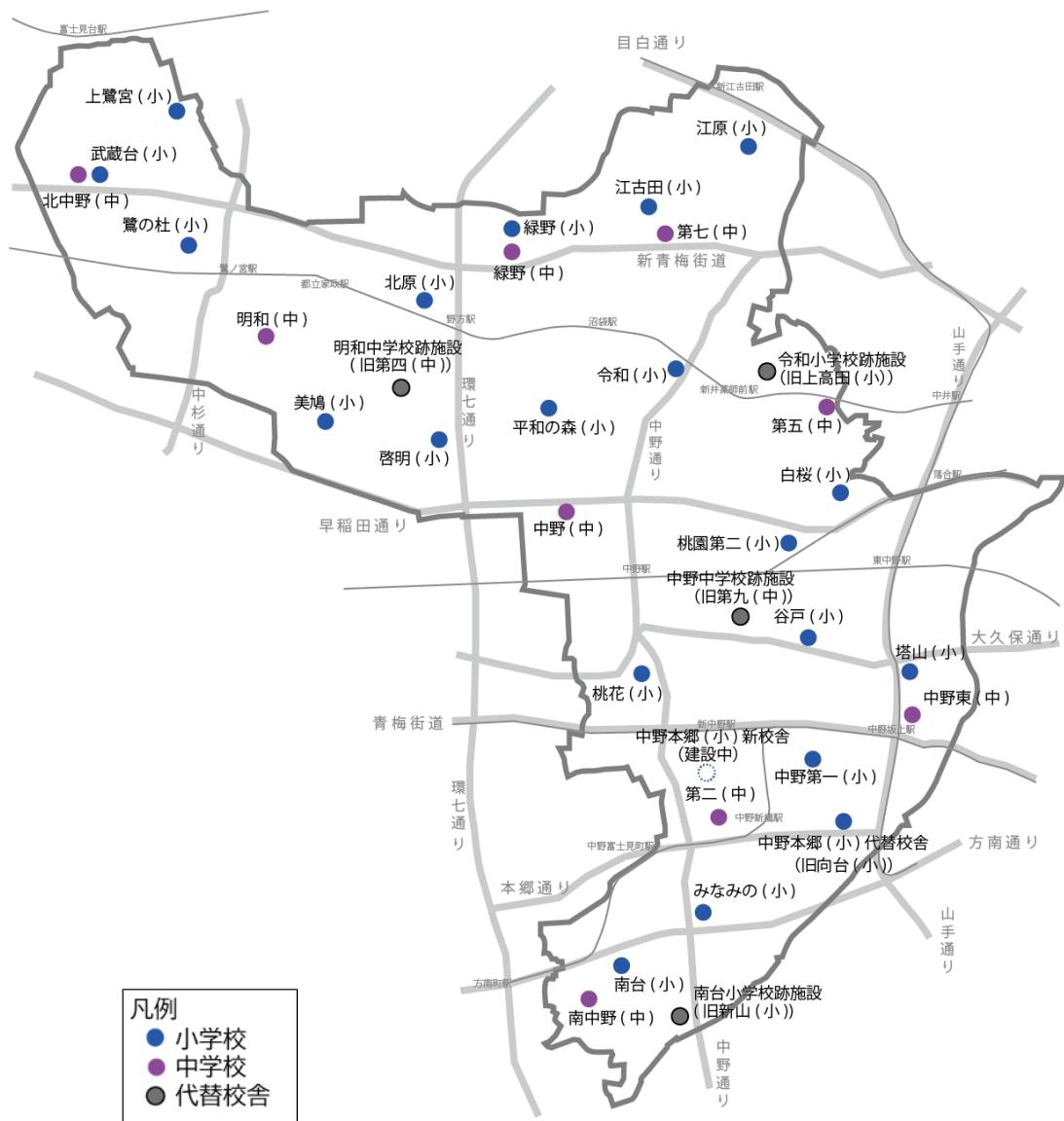
平成26年度（2014年度）以降、学校改築実施済の学校

※2 最も古い棟の建築年度

（ただし、200 m²未満の棟を除く）

施設配置

施設配置図（令和7年（2025年）4月1日現在）



※中野本郷小学校は、改築工事に伴い旧向台小学校を代替校舎として使用中

学校施設の躯体の状況

令和4・5年度に、今後改築する予定の小中学校の躯体の健全性・耐久性に関する調査を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

【評価指標】

1 コンクリートの強度

文部科学省が示す改築及び長寿命化に関する基準のコンクリート強度 (13.5 N/mm²) と「強度試験の結果」を比較して評価する。

評語	評価
I	基準となるコンクリート強度を上回っており、耐久性に問題がなく、築後80年程度、またはそれ以上、長寿命化し使用し続けることが可能である。
II	基準となるコンクリート強度をやや下回り、改築か長寿命化についての検討を要する。
III	基準となるコンクリート強度を大きく下回り、改築が望ましい。

2 鉄筋の腐食状況（さびの状態）

鉄筋のさびの状態により評価する。

評語	評価
I	さびがない、又は軽度なさびにとどまっており、耐久性に問題がない。
II	さびが進行しており、耐久性にかかる確認が必要である。
III	断面欠損（さびによって鉄筋の表面が欠けていき、鉄筋が細くなる現象）が生じるなど、耐久性に関する対応策を検討する必要がある。

3 コンクリートの中性化の進行状況

構造体に中性化抑制等措置を講じることなく、建物を長寿命化することが可能であるか否かを評価する。

評語	評価
A	中性化抑制等措置を講じることなく、築後80年以上構造体を使用し続けることが可能である。
B-1	築後80年以上構造体を使用するためには、中性化抑制等措置の必要性にかかる確認が必要である。
B-2	築後60年を超えて構造体を使用するためには、中性化抑制等措置の必要性にかかる確認が必要である。
C	築後60年を超えて構造体を使用するためには、中性化抑制等措置が必要である。

【調査結果】

(小学校)

学校 (行政順)	建物 (※1)	構造 (※2)	建築年度	調査結果 (※3)		
				圧縮強度	鉄筋	コンクリート 中性化
塔山 小学校	屋内運動場棟	S	1966	—	—	—
	管理教室棟	RC	1969	I	I	B-1
	教室棟 1	RC	1970	I	I	A
	教室棟 2	RC	1976	I	I	A
	教室棟 3	RC	1977	I	I	A
谷戸 小学校	教室棟 1	RC	1968	I	I	A
	教室棟 2	RC	1969	I	I	B-2
	プール・屋内運動場棟	RC	1995	—	—	—
	教室棟 3	RC	2012	—	—	—
	教室棟 4	S	2024	—	—	—
江古田 小学校	屋内運動場棟	S	1966	—	—	—
	教室棟	RC	1970	I	I	A
	管理教室棟	RC	1976	I	I	A
啓明 小学校	教室棟 1	RC	1960	I	I	A
	教室棟 2	RC	1962	I	I	A
	管理教室棟 1	RC	1962	I	I	B-2
	管理教室棟 2	RC	1969	I	I	A
	教室・屋内運動場棟	RC	1969	I	I	A
	教室棟 3	RC	1974	II	I	A
江原 小学校	屋内運動場棟	S	1963	—	—	—
	管理・教室棟	RC	1976	I	I	A
	プール棟	RC	1976	I	I	A
	教室棟	RC	1976	I	I	A
武藏台 小学校	教室棟 1	RC	1963	I	I	B-2
	教室棟 2	RC	1965	I	I	A
	屋内運動場棟	S	1967	—	—	—
	教室棟 3	RC	1968	I	I	A
	教室棟 4	RC	1978	I	I	A
	管理・教室棟	RC	1978	I	I	A
上鷺宮 小学校	管理・教室棟 1	RC	1978	I	I	A
	管理・教室棟 2	RC	1978	I	I	A
	プール・特別教室棟	RC	1978	I	I	A
	屋内運動場棟	RC	1978	—	—	—
桃花 小学校	教室棟 1	RC	1965	I	I	A
	教室棟 2	RC	1966	I	I	A
	教室棟 3	RC	1968	I	I	A
	管理教室棟	RC	1971	I	I	A
	屋内運動場棟	RC	2010	—	—	—
	教室棟 4	S	2021	—	—	—

学校 (行政順)	建物 (※1)	構造 (※2)	建築年度	調査結果(※3)		
				圧縮強度	鉄筋	コンクリート 中性化
白桜 小学校	屋内運動場棟	S	1967	—	—	—
	教室棟1	RC	1969	I	I	B-1
	管理・教室棟	RC	1970	I	I	B-1
	教室棟2	RC	1975	I	I	A
緑野 小学校	教室棟1	RC	1971	I	I	A
	教室棟2	RC	1974	I	I	A
	管理・教室棟1	RC	1973	I	I	A
	管理・教室棟2	RC	1974	I	I	A
	特別支援・プール棟	RC	1996	—	—	—
	屋内運動場棟	RC	2011	—	—	—

(中学校)

学校 (行政順)	建物 (※1)	構造 (※2)	建築年度	調査結果(※3)		
				圧縮強度	鉄筋	コンクリート 中性化
第二 中学校	教室棟1	RC	1960	I	I	A
	管理・教室棟1	RC	1963	I	I	A
	管理・教室棟2	RC	1963	I	I	B-2
	管理・教室棟3	RC	1963	I	I	A
	教室棟2	RC	1964	I	I	A
	教室棟3	RC	1975	I	I	A
	プール・屋内運動場棟	RC	1992	I	I	A
第五 中学校	屋内運動場棟	S	1958	—	—	—
	教室棟1	RC	1960	I	I	A
	管理・教室棟1	RC	1964	I	I	A
	管理・教室棟2	RC	1967	I	I	B-2
	教室棟2	RC	1975	II	I	A
	管理・教室棟3	RC	1980	I	I	A
北中野 中学校	管理・教室棟1	RC	1959	I	I	B-2
	管理・教室棟2	RC	1960	I	I	A
	教室棟1	RC	1961	I	I	B-2
	屋内運動場棟	S	1962	—	—	—
	教室棟2	RC	1972	II	I	A
	教室棟3	RC	1979	I	I	A
	管理・教室棟4	RC	1979	I	I	A
緑野 中学校	管理・教室棟	RC	1976	I	I	A
	屋内運動場・クラブハウス棟	RC	1982	I	I	A
	教室・プール棟	RC	1976	I	I	A
南中野 中学校	教室棟	RC	1973	II	I	A
	管理・教室棟	RC	1975	II	I	A
	教室・屋内運動場	RC	1979	I	I	A
	プール棟	RC	2010	—	—	—

※1 200 m²未満の棟を除く

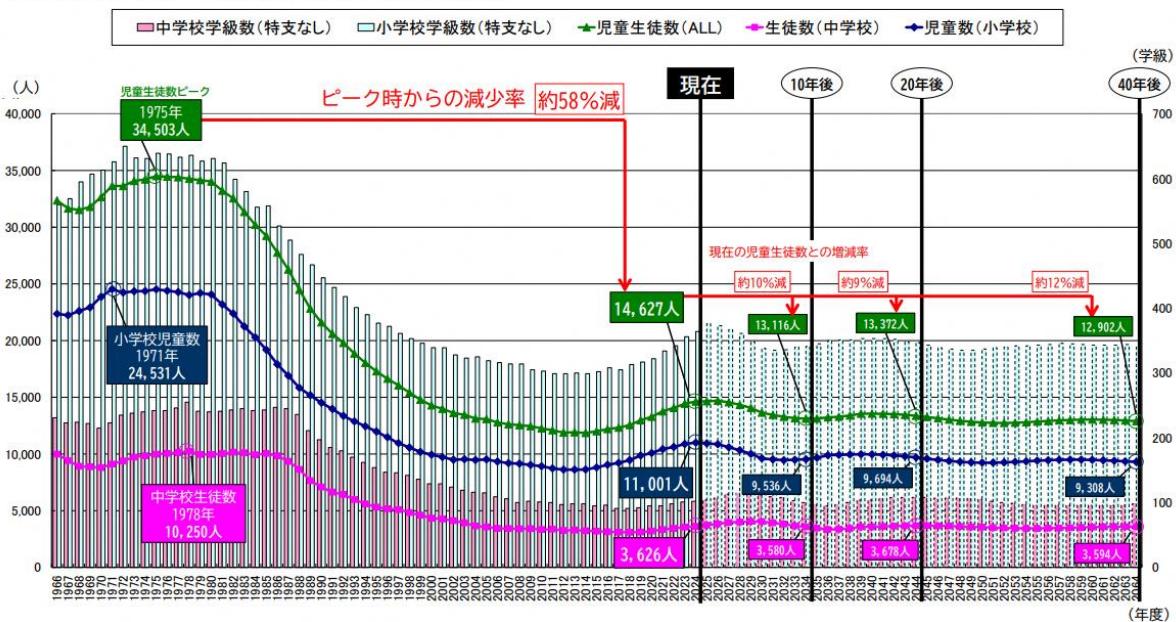
※2 RC: 鉄筋コンクリート造 S: 鉄骨造

※3 鉄骨造又は大規模改修実施済の屋内運動場棟及び築30年未満の棟は、調査の対象外

児童数及び生徒数の推移と将来推計

小中学校の児童・生徒数は、1970年代をピークに減少していましたが、近年は微増傾向にあります。今後40年間の予測では、10%程度の減少が見込まれています。

区全体の児童生徒数・学級数（普通学級）の推移と将来推計



出典：中野区立小中学校の再編に係る検証報告書（令和7年2月 中野区教育委員会）

これまでに実施した主な取組

防災機能の強化

平成19年度に策定した「中野区区有施設耐震改修計画」に基づき、校舎や屋内運動場の構造体について、建築基準法に規定される耐震基準を満たすための改修工事を、平成27年度までに全学校施設で実施しました。

また、屋内運動場等の吊り天井やバスケットゴールなどの非構造部材についても、地震等の災害時に備えた安全対策を、令和元年度までに全学校施設で実施しました。

学習及び生活環境の向上

子どもたちの学習や活動の場、生活の場として常に快適な教育環境とするため、全ての学校の普通教室、特別教室及び屋内運動場に冷暖房設備を設置しました。また、全ての学校においてトイレの洋式化を実施し、水飲栓の水道管への直結化についても、改築時期を踏まえ計画的に整備しています。

環境への配慮

既存樹木については、樹木点検を実施の上、適切な維持管理を行い、また、新校舎整備にあたっては地上部や屋上の緑化を行うことで、緑化環境の整備を進めています。また、対応可能な学校施設については、ビオトープを設置しています。さらに、条件の整った校舎等には太陽光発電装置を設置し、自然エネルギーの活用を図るとともに、その効果について教育活動に活かせるようにしています。また、照明のLED化を進めることにより、省エネルギー化を推進しています。

バリアフリー化

子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインの視点に立ち、階段手すりや昇降口へのスロープを設置するほか、階段昇降機や車いす対応のトイレの整備を進めています。また、校舎改築の際にエレベーターやバリアフリートイレを整備しています。

学校の改築整備

「中野区立小中学校再編計画」に基づく統合対象校や校舎の建築年次の古い学校について、順次学校の改築整備を進めてきました。平成26年度以降、9校の改築整備が完了し、さらに、現在、5校の改築設計・整備を実施中です。

第3章 学校施設整備の基本方針

上位計画の整理

学校施設整備に関して、文部科学省や中野区で定めている方針等は、以下のとおりです。

文部科学省

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告） (令和4年(2022年)3月)

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）



中野区

中野区基本計画（素案）（令和8年度～令和12年度） (令和7年(2025年)9月)

<政策7>社会の変化に対応した質の高い教育を実現する

<施策17> 一人ひとりの可能性を伸ばす学校教育の充実・支援

【主な取組】

①学校施設の改築・改修

これからの中野区の多様な教育活動への対応とともに、地域連携、災害時の防災拠点、ユニバーサルデザインの視点に立った学校施設の改築を進めます。また、既存の校舎においても、必要となる改修を適切に進めています。

中野区教育ビジョン（第4次）（令和5年（2023年）5月）

《教育理念》

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

＜各目標の共通基盤＞

良好な教育環境の整備と子どもの安全対策の推進

①学校施設整備

学校施設は、児童・生徒の「生きる力」を育む学習や活動の場であり、学校教育の基盤であるとともに、地域活動や防災活動の拠点でもあることから、常に安全・安心であると同時に、快適性も求められています。これからの中野区の学校施設に求められる多様な教育活動への対応や環境への配慮、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備など、学校施設の改築及び改修を着実に進めていく必要があります。

また、学級数増等による改修や改築年次に達するまでの間、改築済みの学校施設と教育環境面における著しい格差が生じることの無いよう、中野区立小中学校施設整備計画（改定版）に基づき学校施設の改修を計画的に実施します。

改修・改築による学校施設整備の基本方針

上位計画等を踏まえ、改修・改築による学校施設整備の基本方針を以下のとおり定めます。

良好な教育環境の整備

- 多様な学びへの対応
(少人数指導教室・多目的室等の整備、特別支援教育、不登校対策のための教室整備、ICT環境の充実など)

安全・安心で快適な学校施設

- 施設の安全性の確保
(安全点検の実施、計画的な改修及び改築など)
- ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備
(バリアフリートイレの整備、段差解消、エレベーター・階段昇降機の設置など)
- 快適な学習・生活空間
(冷暖房設備の適切な更新、夏の暑さや冬の寒さ対策、教職員の執務環境の改善など)

地域の拠点となる学校

- 学校と地域との連携強化
(コミュニティ・スクールの推進、キッズ・プラザの併設整備、学校開放への対応など)
- 防災機能の強化
(避難所機能の充実など)

学校施設整備の進め方

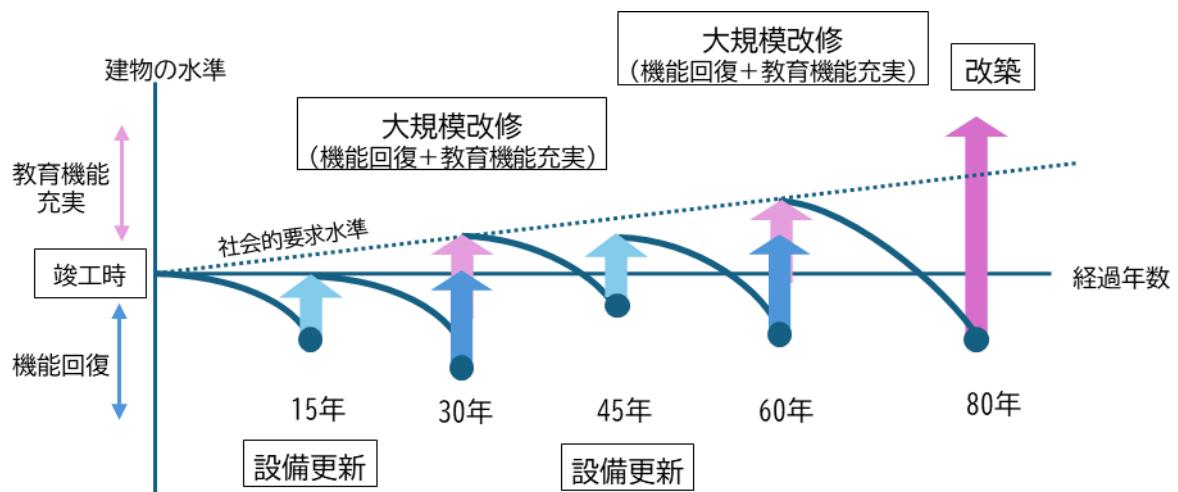
計画的な改修及び改築

施設の維持管理にあたっては、「予防保全」の考え方に基づき、計画的な維持補修やメンテナンス、設備更新や改修工事を実施します。

計画的な改修を進めるにあたり、施設の目標耐用年数を80年と設定し、機器の耐用年数に応じた設備更新のほか、概ね築30年及び築60年のタイミングで大規模改修を実施することにより、施設の長寿命化を図るとともに、その時点での社会的要件に対応した施設となるよう改良を図ります。

なお、学校施設の改築については、躯体の健全性・耐久性に関する調査の結果や新校舎の早期整備の必要性等を踏まえ、目標耐用年数は定めつつも、可能な限り早期の改築を進めていきます。

計画的な改修及び改築のイメージ



財政負担の平準化

多くの学校が築50～60年を迎えることや、今後も改修・改築工事が続くことから、各学校の築年数や改修履歴などを考慮しつつ、なるべく一時期に工事が集中しないよう平準化を図ります。

さらに、設計や工事における工夫、経済性・合理性のある施設整備などにより、一層の財政負担軽減に努めます。

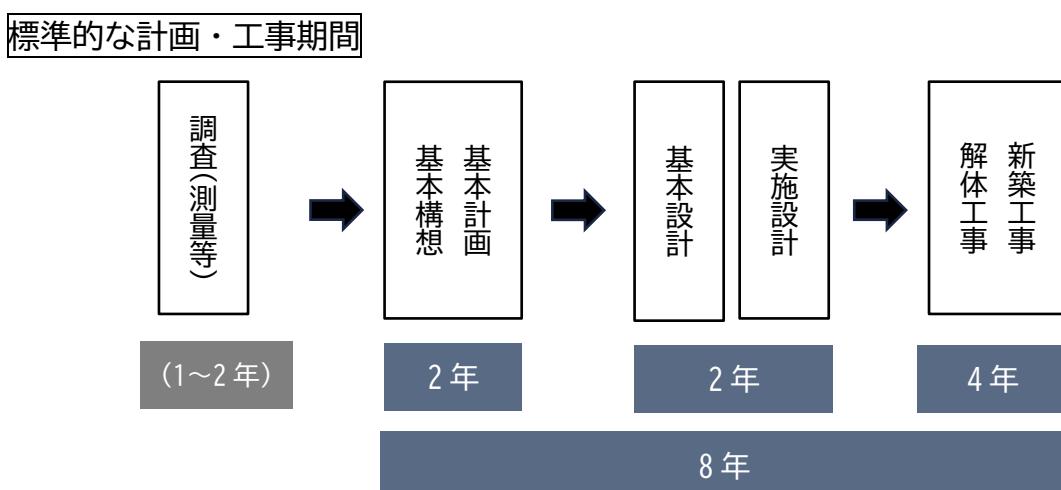
第4章 学校施設の改築

学校改築の基本的な考え方

改築整備期間の設定

既存校舎の築年数、躯体の状態のほか、代替校舎の利用条件、財政負担の平準化などの観点を総合的に勘案し、計画的に改築整備を進めます。

改築にあたっての標準的な計画・工事期間を以下のとおり定めるとともに、各学校の敷地条件やその他の個別条件等を勘案し、適切な工期を設定します。



① 基本構想・基本計画（約2年）

新校舎を整備する上で、各学校の独自性やそれぞれの敷地条件などを踏まえ、施設整備や施設配置の考え方及びおおまかな校舎面積や必要諸室などをまとめ、新たな学校施設の全体像を示します。

検討にあたっては、児童・生徒、教職員、保護者や地域の関係者等から意見を伺いながら、計画検討を進めていきます。

【基本構想・基本計画の主な内容】

- ・計画地の敷地の状況や建築条件
- ・施設整備の考え方（整備コンセプトや整備方針）
- ・施設規模や必要諸室の設定
- ・施設の基本配置や各種計画

② 基本設計・実施設計（約2年）

基本設計は、基本計画をもとに、具体的な施設配置や建物の平面や空間の構成、備えるべき機能や性能、内外のデザインなどを作成し、整備に係る概算費用を示した上で、新たな学校施設の姿を明確にします。

【基本設計の主な実施内容】

- ・建築（配置図、各階平面図、立面図、断面図）、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構などの各図面の作成

実施設計は、基本設計図書に基づいて、デザインと技術の両面にわたって詳細な設計を進め、資材価格や労務単価等の動向も踏まえながら、工事の実施に向けた具体的な仕様や整備費用を決定します。

【実施設計の主な実施内容】

- ・建築、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構などの仕様の決定
- ・関係機関への申請図書の作成
- ・工事発注に向けた関連資料などの作成、整備費用の決定

③ 解体工事・新築工事（約4年）

設計図書に基づき、既存校舎を解体し、新たな学校施設を建設します。建物の竣工後に、家具などの什器を設置し、代替校舎から学校用品等の移送を行った後に新校舎として供用を開始します。

なお、工事期間については、敷地条件や建物規模、施工条件等により延伸する場合があります。

改築工事期間中の良好な教育環境の確保

改築工事期間中の良好な教育環境確保の観点から、工事期間中は4ページに記載している5校の学校跡施設を代替校舎として活用することを前提とします。学校跡施設を代替校舎として利用する場合には、必要となる改修工事を行います。

近隣に代替校舎として利用できる学校跡施設がない学校については、仮設プレハブ校舎を建設した上で改築工事を行うことを原則とします。

学校改築における基本仕様

基本仕様の目的

学校施設は機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要があり、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるよう充実した施設が求められています。

また、学校施設として使用し続けられることはもちろん、これからの学校教育や社会情勢の変化にも柔軟に対応でき、さらに地域コミュニティの拠点としても活発に利用されるような施設となるよう、長期的な視点に立った施設整備を行うことが重要です。

限りある財源のもと、良質でかつ特色のある学校づくりを推進していくうえで、施設規模や諸室構成等を「基本仕様」として設定し、効率的・効果的に施設整備を進めていきます。

基本的な考え方

学校施設の整備にあたっては、敷地条件、学校規模、地域特性などが各学校で異なることから、それぞれの土地や条件に則した学校を整備していくことになります。

そうした状況において、施設規模や主な諸室等を基本仕様として設定することにより、良質な教育環境を全ての学校で確実に確保していくことが大切です。また、基本仕様を定めることにより、設計・工事に要する時間や財政負担の概ねの見通しがつけられるようになり、学校施設改築を計画的に進めることができます。

この基本仕様を施設整備の原則としたうえで、各学校の伝統や特徴並びに地域性等を反映しながら、学校ごとの特色ある活動や多様な教育活動も推進していくことができるよう、施設整備を進めていきます。

なお、基本仕様については、今後の社会状況の変化や、既に改築を実施した学校施設の運用状況等を踏まえ、適宜見直しをしていきます。

学校改築における基本仕様

項目	内容
全体 計画	施設規模 <ul style="list-style-type: none"> 諸室の構成や規模を定めることにより、適切な施設規模を確保します。 多様な学習形態や今後の教育環境の変化にも柔軟に対応できるよう、汎用性・可変性のある施設となるよう工夫します。
	併設施設 <ul style="list-style-type: none"> 小学校には、児童の放課後等の居場所として、キッズ・プラザ及び学童クラブを併設します。
主な 諸室等	普通教室 <ul style="list-style-type: none"> 普通教室の広さは、72m² (8m×9m) を原則とします。 35人学級を基本とした教室数に加え、将来的な学級数の増加にも対応できるよう、予備教室も計画します。
	少人数指導教室 <ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒の習熟度に応じたきめ細かい、効果的な教育、指導を行うことができるよう、少人数指導教室を整備します。 普通教室と同じ仕様とすることで、学級数の変化等に応じて、普通教室への転用や、普通教室と少人数指導教室の配置変更ができるようにします。
	特別支援教室 <ul style="list-style-type: none"> 在籍している学級で学校生活を送りながら、それぞれの特性や課題に応じた個別の指導を行うため、特別支援教室を整備します。

項目	内容
主な諸室等	<p>特別教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校は、図工室、音楽室、理科室、家庭科室を整備することを基本とします。 ・ 中学校は、理科室（2教室）、音楽室（2教室）、美術室、技術室、家庭科室を整備することを基本とします。 ・ 学校図書館の機能を備えた「学習メディアセンター」を整備し、書籍や学習端末を使用した学習の場としても使用できる仕様とします。
多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ学習や学年単位での授業など、多様な学習内容、学習形態に対応できるよう、多目的スペースを整備します。
教育相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の教育や発達等の相談を行うため、保健室と近接した位置に教育相談室を整備します。
多様な教育ニーズへの対応諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の取組に合わせ、不登校対策など多様な教育ニーズに対応するために必要となる諸室を整備します。
地域連携室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）における活動の場として、地域連携室を整備します。
屋内運動場、武道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内運動場は、授業や学校行事、部活動だけでなく、地域開放や災害時の避難所としても使用することを踏まえた配置や仕様とします。 ・ 中学校は、武道場を整備することを基本とします。

項目		内容
主な諸室等	プール	<ul style="list-style-type: none"> プールは、学校敷地の有効活用の観点から、校舎屋上への配置を基本とし、暑さ対策や視線対策を講じます。 近接する複数の学校でのプールの共用を想定する場合には、運用方法を踏まえ、設置場所や仕様を検討します。
その他	ICT 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> GIGAスクール構想等に対応した ICT 環境を整備します。 整備にあたっては、今後の仕様変更にも対応できるよう、可変性に配慮します。
	一足制の運用及び校庭の仕様	<ul style="list-style-type: none"> 校舎や校庭を一体的に使用する新たな教育環境として、上履きを使用しない、一足制の運用による校舎整備を基本とします。この場合、校舎内に砂塵等を極力持ち込むことがないよう、人工芝等により校庭を整備します。
	ユニバーサルデザインの施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学校生活の安全・安心を十分に確保するだけでなく、子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を行います。
	快適な学習・生活・執務空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室を始め、特別教室、屋内運動場等の各諸室に冷暖房設備を設置するとともに、十分な換気性能を備えた施設とします。 教職員の打合せコーナーや休憩スペースを配置するなど、教職員の快適な執務環境を整備します。

項目	内容
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建築物のZEB化、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置など、環境負荷に配慮した施設整備を進めます。 植樹等による緑化環境の整備やビオトープの設置などによる自然環境の整備を進めます。
防災への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 災害時には屋内運動場等が避難所として有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備します。 防災資材・備蓄倉庫、マンホールトイレ、災害用井戸等を整備し、また断水時に受水槽の水が使用できるようにします。
地域の利用	<ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場や校庭など、地域の利用が想定される諸室等については配置や仕様について考慮のうえ整備します。
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> 設備等に不具合が発生した場合にも速やかに対応できるよう、メンテナンスがしやすい施設として整備します。

計画期間中（令和8年度～令和17年度）における学校改築の実施予定

今後の学校改築スケジュール設定の考え方

計画期間中（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））における学校改築スケジュールについては、以下の視点を踏まえ、設定することとします。

なお、スケジュールの設定にあたっては、設計・工事期間の集中を避けつつ、なるべく早期に改築整備に着手できるよう設定します。

- ① 築80年までに改築工事着手
- ② 代替校舎を最大限活用
- ③ 1～2年に1校程度の改築ペースとなるよう調整
- ④ 以下の学校を優先
 - ・ 前計画である「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」（令和3年（2021年）10月策定）で改築スケジュールが示されている学校
 - ・ 躯体の健全性・耐久性に関する調査結果が良好でなかった学校
- ⑤ その他の配慮事項
 - ・ 学区域内の小中学校の連続した改築により、連続して長期間代替校舎に通うことがないように配慮

計画期間中に改築整備等に着手する予定の学校

【南中野中学校】

- ・ 令和8年度（2026年度）から計画着手、令和12年度（2030年度）から改築整備に着手します。
- ・ 改築整備期間中は、旧新山小学校（南台小学校跡施設）を代替校舎として利用します。

【北中野中学校】

- ・ 令和10年度（2028年度）から計画着手、令和14年度（2032年度）から改築整備に着手します。
- ・ 近隣に代替校舎として使用できる学校跡施設がないことから、改築整備期間中は、仮設プレハブ校舎を建設することとします。なお、工事期間中は、校庭及び屋内運動場を武蔵台小学校と共同利用することを想定しま

す。仮設プレハブ校舎の配置、規模等については、基本構想・基本計画の中で検討します。

【武蔵台小学校】

- ・ 北中野中学校と敷地が隣接しており、一体的な検討による効率的な施設計画とするため、武蔵台小学校は北中野中学校と合わせて基本構想・基本計画の検討を行います。
- ・ 改築整備は、北中野中学校の改築整備完了後の令和18年度（2036年度）から着手します。
- ・ 近隣に代替校舎として使用できる学校跡施設がないことから、改築整備期間中は、仮設プレハブ校舎を建設することとします。なお、工事期間中は、校庭及び屋内運動場を北中野中学校と共同利用することを想定します。仮設プレハブ校舎の配置、規模等については、基本構想・基本計画の中で検討します。

【啓明小学校】

- ・ 令和11年度（2029年度）から計画着手、令和15年度（2033年度）から改築整備に着手します。
- ・ 改築整備期間中は、旧第四中学校（明和中学校跡施設）を代替校舎として利用します。

【第五中学校】

- ・ 令和12年度（2030年度）から計画着手、令和16年度（2034年度）から改築整備に着手します。
- ・ 改築整備期間中は、旧上高田小学校（令和小学校跡施設）を代替校舎として利用します。

【第二中学校】

- ・ 令和13年度（2031年度）から計画着手、令和17年度（2035年度）から改築整備に着手します。
- ・ 改築整備期間中は、旧向台小学校（現中野本郷小学校代替校舎）を代替校舎として利用します。

【桃花小学校】

- ・ 令和14年度（2032年度）から計画着手、令和18年度（2036年度）から改築整備に着手します。

- 改築整備期間中は、旧第九中学校（中野中学校跡施設）を代替校舎として利用します。

新校舎整備スケジュール

	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度	令和18 (2036) 年度以降
現在改築整備実施中の学校											
中野本郷 小学校	改築整備 (※1)										
平和の森 小学校	改築整備										
第七 中学校	改築整備										
桃園第二 小学校	実施 設計	改築整備									
北原 小学校	実施 設計	改築整備									
計画期間中に改築整備に着手する学校											
南中野 中学校	基本構想 基本計画		基本設計 実施設計	改築整備							
北中野 中学校			基本構想 基本計画	基本設計 実施設計 (※2)	改築整備						
武蔵台 小学校											改築整備
啓明 小学校				基本構想 基本計画	基本設計 実施設計	改築整備					
第五 中学校				基本構想 基本計画	基本設計 実施設計	改築整備					
第二 中学校					基本構想 基本計画	基本設計 実施設計		改築 整備			
桃花 小学校						基本構想 基本計画	基本設計 実施設計		改築整備		

※1 新校舎の供用開始時期は令和9年（2027年）4月を予定

※2 北中野中学校と武蔵台小学校は、連続して改築を行うことを想定しており、基本構想・基本計画及び設計業務はまとめて実施することを想定しているが、武蔵台小学校の設計業務の一部については、改築整備の直前に実施する可能性がある。

工事期間中における代替校舎の活用スケジュール

	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 13 (2031) 年度	令和 14 (2032) 年度	令和 15 (2033) 年度	令和 16 (2034) 年度	令和 17 (2035) 年度	令和 18 (2036) 年度以降
旧向台 小学校	中野本郷 小学校 代替校舎										第二中学校 代替校舎
旧上高田 小学校		第七中学校 代替校舎							第五中学校 代替校舎		
旧新山 小学校					南中野中学校 代替校舎						
旧第四 中学校		北原小学校 代替校舎						啓明小学校 代替校舎			
旧第九 中学校	桃園第二小学校 代替校舎										桃花小学校 代替校舎

計画期間以降の改築整備について

本計画期間以降（令和 18 年度（2036 年度）以降）に改築整備に着手する予定の学校施設は以下のとおりです。整備スケジュールや改築の手法等については、今後、検討していくこととします。

（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

学校 (行政順)	建築年度(※)		築年数
塔山小学校	昭和 41	1966	59
谷戸小学校	昭和 43	1968	57
江古田小学校	昭和 41	1966	59
江原小学校	昭和 38	1963	62
上鷺宮小学校	昭和 53	1978	47
白桜小学校	昭和 42	1967	58
緑野小学校	昭和 46	1971	54
緑野中学校	昭和 51	1976	49

※建築年度の考え方は 4 ページ参照

第5章 学校施設の改修

大規模改修の基本的な考え方

大規模改修の実施時期

大規模改修は、概ね築30年、築60年の時期に実施します。また、設備更新については、設備の耐用年数を考慮し、大規模改修以外の時期にも適宜実施していきます。なお、多様な学びへの対応のほか、昨今の社会情勢や気候変動等を踏まえ、早期に対応すべき教育機能の充実に係る改修については、大規模改修を待たずして適時適切に実施していきます。

工事の実施方法

学校を使用しながら改修工事を実施することから、夏休み期間を中心に、複数年度に分けて段階的に改修工事を実施し、教育活動への影響が最小限となるよう配慮します。

大規模改修で実施する主な工事内容

大規模改修では、設備更新や外壁・屋上防水改修等により学校施設の長寿命化を図る改修(機能回復)に加え、その時点での社会的 requirement に対応した改修(教育機能充実)を行うことにより、良好な教育環境の確保を図ります。

社会的 requirement に対応した改修(教育機能充実)については、バリアフリー対応など、全ての学校で行う基本メニューに加え、各学校の施設の状況に応じた個別の機能充実改修を行います。

実際に実施する内容は、以下に記載する主な工事内容をベースに、各学校の状況を調査、検討した上で、工期や改修費用等を踏まえ、学校ごとに決定することとします。

大規模改修で実施する主な工事内容

【社会的要求数に対応した改修（教育機能充実）の凡例】

- ◎ 原則、全ての学校で実施します。（基本メニュー）
- 各学校の状況調査の結果、可能であれば実施します。
- 学校の状況や要望を踏まえ、実施を検討します。
- ▲ 工事期間や工事費などを検討した上で、実施可否を判断します。

区分	長寿命化改修 (機能回復) (※)	社会的要求数に対応した改修 (教育機能充実)	
		建物性能の向上	教育活動の充実
校舎 (外部)	屋上防水改修 外壁改修 外部サッシ改修	○UVカットフィルム貼付 ○遮熱塗装 ▲高断熱サッシ改修	●屋上の有効利用
校舎 (内部)	内装改修 廊下流し改修	●廊下流しの自動水栓化	○ロッカー改修 ●黒板の更新（ホワイトボード含む） ●掲示スペース充実 ●間仕切り壁の可動式化 ●多目的スペースの新設 ●学校図書館のオープンラウンジ化 ●地域連携推進スペースの新設 ●リビング空間の新設（デン、ベンチ等） ○児童更衣室の新設 ●昇降口の案内用モニタ一設置 ●屋内運動場のスクリーン、プロジェクタの整備
トイレ	衛生器具改修 ブース改修	○手洗いの自動水栓化 ▲トイレ床のドライ化	

区分	長寿命化改修 (機能回復) (※)	社会的要要求に応じた改修 (教育機能充実)	
		建物性能の向上	教育活動の充実
給食室	内装改修 厨房機器更新 給食用リフト改修 その他関連設備改修	○調理スペースの拡張 ○給食調理員の環境改善（休憩室改修等）	
プール	プール槽改修 プールサイド改修 ろ過装置更新		◎熱中症対策（日よけの設置等） ○視線対策 ●サイドベンチ新設
外構	校庭舗装改修（同一舗装による改修） 遊具改修 外構フェンス改修 防球ネット改修		○熱中症対策（ミストシャワー用水栓、日よけ等の設置） ○緑化推進（植樹等） ●ビオトープ、学級園、飼育環境の整備 ●遊具、バスケットゴール等の新設 ●屋外照明設備新設（中学校部活動使用等） ▲校庭舗装改修（人工芝等）
電気設備	受変電設備改修 照明設備改修 動力設備改修	◎照明器具のLED化 ▲太陽光発電設備設置	
機械設備	給排水設備改修 空調設備改修	▲防災対策（マンホールトイレ、自立型GHPの設置等）	○冷水器の新設（ボトル対応型冷水器等）

区分	長寿命化改修 (機能回復) (※)	社会的要要求に対応した改修 (教育機能充実)	
		建物性能の向上	教育活動の充実
バリア フリー		◎手すり設置 ◎段差解消 ◎車いす対応トイレの 新設 ○階段昇降機の新設	
その他		○サイン・案内板の改 修（ユニバーサルデ ザイン対応）	○職員の執務環境改善 (打合せコーナー、休 憩スペース等の新設)

※設備更新や直近の改修履歴等により、一部実施しない場合あり

計画期間中（令和8年度～令和17年度）における大規模改修の実施予定

概ね築60年の時期に大規模改修を実施することとしますが、現在の各学校施設の改修状況なども踏まえ、以下のとおり優先順位を設定して、順次、大規模改修工事を実施していきます。

① 現在、大規模改修工事を実施中の学校

令和8年度以降も、引き続き大規模改修工事を実施します。ただし、改築予定の見直しにより、改築時期が前倒しになる学校については、必要に応じて工事内容の見直しを行います。

（対象校：塔山小学校、啓明小学校、江原小学校、上鷺宮小学校）

※第五中学校は、令和7年度で大規模改修工事完了

② 改築予定の見直しにより、改築時期が大きく後ろ倒しになる学校

これまでの改修実績や、各校の状況に応じて必要となる大規模改修工事を実施します。

（対象校：武蔵台小学校、桃花小学校、第二中学校）

※南中野中学校、北中野中学校については、改築予定時期が近いことから、必要に応じて施設の維持管理や学校運営上必要となる改修を実施します。

③ その他の学校

築年数や建物の状況に応じて、順次大規模改修工事を実施していきます。

（対象校：谷戸小学校、江古田小学校、白桜小学校、緑野小学校、緑野中学校）

計画期間以降の大規模改修の実施について

現在、築30年前後の施設はありませんが、今後は、概ね築30年のタイミングにおいても大規模改修を実施していきます。

第6章 今後の運用について

良好な学校施設を維持・保全していくにあたっては、本計画に基づく計画的な改修・改築を進めることに加え、「予防保全」の考え方に基づいた計画的な維持補修やメンテナンスを行っていくことが重要です。

このためには、これまで同様、定期的な点検による施設の劣化状況や不具合等の把握とそれらの情報の管理及び共有を着実に実施していくことが必要となります。

さらに、今後策定を予定する区有施設の保全にかかる計画も踏まえ、学校施設の適切な維持・保全を推進していきます。

また、学校施設の現状や課題、学校施設の目指すべき姿について教育委員会、学校その他関係部署等と定期的に情報共有を図り、学校施設の改修や改築の整備内容や進め方に反映させていきます。

これらの取組等により、全ての学校施設において良好な教育環境を確保していきます。